

## 九條家本「令訓釋抜書」

ここに翻刻する九條家本「令訓釋抜書」（以下「本書」と称する。書名は九條家本の「仮目録」所載のそれにしたがつた。）は、養老令文の一節乃至は語句を——時として義解の文章もともに——令義解より抜き出し、注釈を加えたもので、鎌倉末期の頃の書写にかかる。注釈の範囲は令全体にわたるものではなく、賦役令までであり、注釈の内容も今日の律令研究に直接的な影響を与えるものとはいえないであろうが、中世における令条の解釈として興味ある点もあり、また令義解の古写本の伝存が極めて少數であることよりすれば、たとい断片的な語句の集積にすぎないとはいえ、本書にも相応の意義を認めうるものと考へる。

さてまず本書の形状であるが、本書は巻子装、一巻。元亨二年（一三二二）の具注曆（十一月五日～十二月二十九日の部分。末尾に、造曆者の名と思われる「在永」の二字が見える。賀茂朝臣在永か。）の紙背を利用したもので、本文は十紙よりも、料紙は楮紙で、一紙縦三十二cm、横五十・八cm。各紙の左端下部にはもと張数が注記されていたと見られ、現在は「三」以下「十終」までの各数字を認めることができるが、

「一」「二」は破損のため確認できない。その筆跡は本文とは別である。本文第一紙の前には、室町期のものと思われる書状（これは本来包紙であったと推定される。）を反古して貼り継いでおり、更にその前に江戸初期の九條道房の手になる表紙があつて、外題には「令抜書」とある。右の書状の紙背には、同じく道房の筆によつて「令條切端也、三縁院〔殿下カ〕貞翰乎」とされ、本書が三縁院、即ち九條道教（貞和五年没。三十五才。）の筆にかかるものである可能性を示唆しているが、九條家旧藏本中に残された道教の筆跡と本書との比較の結果によれば、全体として本書は道教の筆跡の特徴を多くそなえていると見てよく、したがつて本書の書写年代は鎌倉末期（乃至は南北朝期）の頃と考へることができる。

次に本書の特色について二、三触れておこう。

まず第一に、本文第一紙の破損が甚しく、やや明瞭さを欠くが、少くとも「應撰定令律問答私記事」と題する天長三年十月五日の「宣旨」と令義解施行の「詔書」についての注釈が冒頭にあり、次いで、抹消してはあるが、令義解「序」の部分に関する注釈が見えている。このことは

本書のテキストが、広橋本令義解（東洋文庫所蔵）・紅葉山本令義解（内閣文庫所蔵）と同じく、その巻首に、少くとも「宣旨」「詔書」「序」をそなえた令義解であったことを示すものであろう。

第二に、本書には「神祇令第三」「戸令第四」「田令同四」という記載があるが、これは本書のテキストの巻別編成が、広橋本・猪熊本（国学院大学図書館所蔵）・紅葉山本令義解などと同様、令義解の編成ではなく、養老令十巻の編成にしたがうものであったことを示している。

第三に、本書には令の条文の名称が多く記入されている。いま戸令・田令・賦役令の各条文に付記された「——條」と称する名称五十例について、紅葉山本令義解のそれと比較すると、紅葉山本の戸令嫁女棄妻条が本書では「嫁女條」となっている。同じく田令口分条が本書では「口分田條」となっている二例を除く他の四十八例は全て彼此一致している。令義解の条文名の成立に関しては、紅葉山本令義解第58条犯罪条に「初條同號犯罪條、作義解之日不正歎」という書入れがあり、条文名の固定化を令義解の撰定との関連で把握する見方が古く存在したらしいが、その当否は別途検証する必要がある（『日本思想大系 律令』解題を参照）。それはともかく、紅葉山本令義解は金沢文庫を忠実に臨摹したものとされるが、同書の条文名が親本たる金沢文庫本にも存したとすれば、右のような一致の状態は、令義解の条文名が遅くとも鎌倉時代にはほぼ固定していたことを示すものであろう。

第四に、本書には墨筆の訓点が見られ、振り仮名・送り仮名・返り点

の他にヲコト点・音の連読符・訓の連読符などがあるが、これらはいずれも九條道敷が自らほどこしたものである。ヲコト点のうち星点の位置は『日本思想大系 律令』の解題に示されている点図と一致するが、本書では送り仮名を付すと同時に星点をもほどこしているケースが若干ある。また星点以外の符号（一ノ）もわずかながら存在し、点図も右の『律令』のそれに一致するようであるが、いずれもなお検討の余地があるかと思われる。

なお本書に用いられている仮名字体は、「ゝ」（キ）、「セ」（サ）、「ア」（ミ）など比較的古い形を保っているものがあり、またレ点も□▽△の如き南北朝時代以前的な形をとっている（篠島裕「律令の古訓点について」『日本思想大系 律令』解題）。

以上、本書の特色を四点にわたってのべたが、この他に若干付言しておこう。

本稿の冒頭で、本書は令義解から令文の語句を抜き出したもの、とのべたが、その抜き出し方は必ずしも令義解に忠実とはいえない。一、三の例をあげれば、田令職分田条について本書は「職分田自太政大臣至大臣冊町、大納言廿町」と記しているが、養老令文は「凡職分田太政大臣冊町、左右大納言賜之」と記しているが、養老令文は「凡職分田太政大臣冊町、左右大納言廿町」とある。このように令条の大意をつかんで記すべきはこの例だけにとどまらない。また戸令絶貫条では「良人」について注釈しているが、同条の令文には「良」についての言及はあるが、「良人」なる語は存在しない。更に職員令陰陽寮の条の漏冠博士以下の

部分を引くに当つて、令文を不正確に節略したため、本来守辰丁の職掌であるべき事柄が漏洩博士の職掌の如くに記載されてしまつてゐる。

このような本書のあり方は、そもそも本書がいかなる目的で、どのようにして作成されたのかという問題とかかわつてくるであろう。もとよりここで容易に解決できる問題ではないが、この点に関しては更に次のような事実も併せ考へる必要がある。すなわちまず、本書は概ね卷首より順次注釈を進めてゐるが、時に順序が大きく前後することがある。職員令では、神祇官条の注釈よりはじめて軍團条に至り、再び刑部省の賦贍司条にもどり、更に或いは宮内省の宮陶司条に、或いは大蔵省にと、大きく前後しながら注釈をほどこしている。

また全般的に本書は、塗沫・重ね書き・字句の插入などが目立ち、特に注釈の部分にそれが顕著である。

これらのこととは、本書が、或る令義解のテキストを手許に置いて、順次語句を抜き書きしながらそれに注釈を加えていく、という手順で成立したものでないことを示すものであろう。様々なケースを想定することができるであろうが、例えれば九條道敷が令の講義を受講した際の筆録の如きもの、或いは令の説会などの際のノート的な性格のものと考えることも一案かと思われる。

なお、既に述べたように、本書には訓点がほどこされている。翻刻に際しては、検討不充分なまま敢えてヲコト点の翻字を試みたが、編者の全く不案内の分野のことであり、多くの過誤を犯しているものと思われ

れ、また本書を通じて、国語学的見地から取り組むべき問題も少なくないであろう。これらについては御専門の方々の御批正を待つことにしたいと思う。

末筆ながら、本稿の作成に当たつて今江広道・臼井信義・橋本義彦・早川庄八諸氏より多々御教示をいただいたことを記し、謝意を表する。

#### 凡　　例

1 翻刻に当たつては、塗沫・重ね書き・字句の插入などは極力原体裁を保つようにつとめたが、一行の字詰めなどは組版の都合で大幅に変更を加えたところもある。なお異体仮名については通行の字体に改めた。

2 塗沫・字句の插入などの表示は概ね一般に通行の形式にしたがつた。重ね書きの箇所については、後に書かれた文字を本文として採り、その傍に・印を付して重ね書きである旨を示し、且つ下に書かれた文字が判読可能な場合にはへ／＼内に×印を冠して本文の傍に注記した。

3 編者の注記、その他原本にない文字は「」で括つた。  
4 便宜句点を打ち、また張替りは張末に「」を付して示した。

5 ヲコト点の翻字は（）内に平仮名で示した。送り仮名とヲコト点を同時に付しているケースでのヲコト点の翻字は、右に同じ要領で送り仮名の右傍に示した。

（吉岡眞之）

(首 欠)

勳一等二等者依勳功二等任一等類也、

□ 益回レ世者

□ 益回レ世者

春カハ生カ

名籍祝ア名帳、  
神戸ノ帳云々、

職員令曰、伯掌神戸神領欽、

秋敏

稽者稽留也、失者失

錯カ

□ 宣旨曰、藤原

謂藤原朝庭者如□□文武天口藤原所名欽、

□ 宣旨曰、大臣不比等欽、可尋云々、

謂藤原朝庭者如□□文武天口藤原所名欽、

同太政大臣復奉勅

大納言

侍從

付

飛驛

鈴

飛驛者、縱自關外以飛脚申事也、

平城天皇□□參差雖似有不審、元正

天皇御平

□ 書曰、二門殊レ蹻、舞レ文弄レ法、

朝集自諸國進ニ使也、之朝集使皆被管輩勤此役欽、

勞問

付

飛驛

鈴

飛驛者、縱自關外以飛脚申事也、

同  
女王内親

王也、謂二世以下

勞効勞也云々、

勞効勞并安不、

勞効勞并安不、

勞効勞并安不、

勞効勞并安不、

勞効勞并安不、

勞効勞并安不、

勞効勞并安不、

マ舞レ文弄レ法者其法不直也、

祖調帳調庸公物送京者、皆依見送物數

合戰事歟、

方也其所也遣使於其所、

方也其所也遣使於其所、

方也其所也遣使於其所、

方也其所也遣使於其所、

方也其所也遣使於其所、

方也其所也遣使於其所、

方也其所也遣使於其所、

義解序曰爛蛾火中也、

大監物庫藏管鑰、

カキ

裝潢 截治曰裝、染色曰潢、

奇璋之物謂非常之物也、

價長一人監平二物價一市易 而市買上也、

縫殿寮

纂組事謂並綏屬也、

漏尅博士伺漏刻之節以時擊鐘鼓也、

侍醫

詒驗也、候望也、言詒驗血脉、

非違政違也、

勳績文功武功皆功也、不限

朝集爲禁中報國自諸國參集者故可尋

假使假之事也、

策試貢人自諸國獻稽古器用者、

治ア卿官位曰贈、財貨曰賄、凡贈位者中務作位記、治ア省付死人家贈賄也、贈貨者死人本司申太政官、ミ下ニマ省ニミ勘申自大藏省下

給也、貢贈官并遣死人マ寶事ヲ可奉行也、

謂高麗宋朝人來也、

諸蕃朝聘卿大夫爲聘也、婚姻五位以上妻定給也、

使二卿大夫

治ア 祥瑞奏國政之吉瑞也、

文武舞曰武、曰文、有干戈

雅樂頭

試練ニ曲ニ課□其限也、

伎樂謂吳樂也、

蕃客辭見讌饗送迎亢諸蕃入朝時讌饗送迎于支蕃頭

也、有精誠通感者別別加優賞一一向行之、

同國役

賦役孝義同孝子義夫同籍悉免課役是也、

言事父有孝者皆免國役歟、

同國役、同優復、復ミ除也、

也、有精誠通感者別別加優賞一

言事父有孝者皆免國役歟、

家人奴婢言非平民故別顯之、

主稅寮

蒼廩藏曰廩、米

同主稅寮

春米上米穀吉米也、

同主稅寮

穀藏曰穀、米

同主稅寮

刑ア省

債負曰債、受貸不償

贖司

薄斂於逆人資財而沒官也、

宮内省奏給ヒノタマ(こと)ミケミナリ田園本當年所佃一種色目并水室

宣

御食產

水之厚薄申奏也、

配沒領取沒官之物、更分配

〔同カ〕

諸一方口味事除、調雜物外、諸方別獻珍味是也、

有希食物自諸方別進也、ミツラシキモノ也進也、

供御輿輦、  
奉帝王事也、

彈正臺

肅清二風一俗、縱信濃國俗、夫死者即以歸、若有此類者、卽正之以禮教也、殉

左馬寮

歸化一謂遠方之人、欽化内歸也、言、自他國此國來故、

大國鎮一捍防一守、壹伎對馬日向薩摩大隅手國寇賊有恐、仍鎮衛之也、

藺闔

陣一列一陣烈、檢閱軍行之

自專之

几家令者唯得三決笞二仕丁、不得三決二資人、  
所詮自上所給資人不可

戶主

明廉正直也、白丁外人也、

戶令第四

僧尼令

小道外法之類也、

凌一長宿嘲長老也、

散齋非殊齋、大様齋也、

致齋殊齋也、

主稅寮

春米吉米也、

碨砾作米曰碨  
碨砾作碨曰碨也

神祇令第三

始之故也云、神祇令爲第三卷之條甚不審、然而同令、政始官成職

條

戶逃走

三周

不獲除帳

戶内者至外而經三年者、除帳也、除名報歟、

條

課口課役也、

殘疾輕病也、廢疾、薦疾、三病之牘也、

口分田古者皆人別口可食分之田也、

戶主

間五保及三宇以上親均分佃食祖調代輸

逐電者給地親分給

權衡權懸鍾也、衡橫木也、證定量定輕重度量量物也、

戶主

不獲除帳

戶内者至外而經三年者、除帳也、除名報歟、

條

返進君也、其地還公未還之

大藏省郵驛境上行書舍也、言取繼飛脚可行事也、

戶主

薦疾給侍

一人可召使者一人自公賜之也、

皆先子孫中司者、

」

條聽養 無子者聽養人爲養 養人子也、

昭穆 孝養心深

條出

娶時 賤後 貴也 婚之後不貧

條戶

戶內欲下析一出二口一爲戶上者非成三中男一主不可並、依年少也、中男者是可並高年者

條先由

先由祖父母觸祖父也、

條親類

凡新附戶皆取保一證自外來住此里者逃亡許冒瑕穎者也、

嫁女無告也、「

嫁女後不觸親類而後親類至三月不問其由□

條居狹

凡戶居狹一鄉有レ樂三遷就ニ寬一他鄉也、遷

歐打也、

貫屬舊家也、

條絕質

良人者也、而有樂

行條巡

屬郡從國也、

問百年百年先度巡行之時所存之老者未存哉否也、

條造計帳

手實也シルシ

藉戶 戶籍名籍也、

屬郡

從國也、

問

百年百年先度巡行之時所存之

見心得也、

條造帳藉

戶口帳藉年多少也、造帳藉

藉戶 戶籍名籍也、

屬郡

從國也、

問

百年百年先度巡行之時所存之

條戶籍

大津宮庚午年藉不除雖除舊年藉、允恭天皇御代籍不除之、

行條巡

屬郡從國也、

問

百年百年先度巡行之時所存之

條廣分

氏賤公物氏院主物歟、

國郡司

發一聞ニ於鄉閭一進奏如此者

理冤枉者也、

冤枉者也、依政違上有憂

見心得也、

存日處分證據灼然所證存日處分

官戶自

官戶奴婢官奴婢名籍、

謹而察之

善惡先可得見心得也、

見心得也、

條結婚

結婚夫妻契約■ 先奸後娶正禮儀而不會合也、

拔條

背主人入■ 後得歸者各還官主

歸皆還主、

抄略心外被放風、

見心得也、

養人子也、

言家中以別屋並、

可並、依年少也、

中男者是可並高年者

嫁女後不觸親類而後親類至三月不問其由□

嫁女也、

嫁女後不觸親類而後親類至三月不問其由□

嫁女後不觸親類而後親類至三月不問其由□

嫁女後不觸親類而後親類至三月不問其由□

陵戸 令レ守ニ先王ニ陵、  
是陵戸也、

有ニ寛ニ狹ニ者從ニ郷土法ニ言、田ニ多少依其國其境風俗ニ也云々、  
ニタカニセハキコト  
往古所定之法

爲夫妻  
條家人公私奴婢与良人爲夫妻一所レ生男女不從情者

不知會通之始、從レ良皆離之其逃亡、  
會通歟、主人之家所生男女

皆從賤奴婢也、

奴歎主  
條婢  
九家人奴歎ニ主及主親ニ也、親類所レ生男女各沒官爲上

被レ召也、

施歎者不  
从レ良人也、或良

若主及奴相互不知而歎者不從良、  
故非此限

化外奴  
化外他國也、異國來投國、國也、悉放爲良、悉放免

爲良人、彼

藉貫在國中之人民、認トム押而舉也、シイル也、而若本主不隨彼也、來異國、不來之前雖有彼

遭水旱  
灾蝗也、田損亡

シヨウ時以富貴ノ分賜ノ貧者也、言、田園損之給之由申太政官歟、

田令同四

收獲茹收也、  
春レ米運レ京者正月起運也、成米運京

口分田人別可食之分田賜之、五年以下不給其地  
謂之口分田、  
不口分田也、

田條功

凡功田父祖未請而身亡、子孫不賜之也、

職分田自太政大臣至大納言賜之、

職分田

功田上功傳三世子孫玄孫也、大功非謀叛以上以下非ニ八

虐之除名並不收除名也、解官之類也、言、大功謀叛及若犯ニ八虐被除名者可還公、其外雖除名不還公云々、

解免追給位田也、

其除名者除名者鶴口分田之分也、三位人被逆退

三位人被四位五位之類也、言、逆退之官所員數

除名之者可取也、

當家之内有三官位及少口分應受者並聽廻給中有二官

位而可受其位田者哉、又可賜口分者有哉、廻尋各可賜之也、

田條位  
廣給功

凡位田未請而身亡、子孫不賜之也、

口分田

人別可食之分田賜之、

五年以下者

不口分田也、

易一田倍給白地田也、荒田也、仍副給別田也、

易一田倍

給白地田也、荒田也、仍副給別田也、

陵戸

令レ守ニ先王ニ陵、  
是陵戸也、

山

山

公田條  
凡諸國公田國司隨鄉土估價一也、和市賃租、  
公田公田也、凡公田限一年賣也、賃租

令賣佃也、春時取直物爲貨、又与人令  
佃、至狀輸稻爲租、今地子是也、  
其價送太政官

寬鄉條  
凡國郡界所部受田悉足者爲寬鄉、言國可受賜之輩  
皆受之後足爲寬鄉、

狹鄉

絶戸還公又戸内不別親疎人給一人有之者、不爲絶戸也、

絶戸還公又戸内不別親疎人給一人有之者、不爲絶戸也、

凡因王事沒落外蕃不還有親屬同居者其地十  
年乃追至二十年相待其後可召上也、

賜田但於職田者

可空官之故也、久不

從便近條  
凡給三口分田務從便近便宜可給之也、若因國郡改

還公田

隸地入下他境及犬牙相接者如犬之牙不下  
相當上相衝入也、所詮田蘭

兩方入達也、三依舊受二本郡言、入達所能求尋聞舊事、  
任道理可付道理之本郡

也、

六年一班六年一班此據未給口分人上也、人也、所證不給口分  
若田崩埋者改班也、

若以身死一

凡田六年一班若田崩埋者改班也、

神田寺田不稅田也、縱有崩埋不可可

應歸田者每至班一年卽從收授言身死後雖歸田至二  
班年六ヶ年不可取歟、

還公田凡應還公田令主自量爲一段退一段  
退者還也、一段

自量而滿一段可還公

主者可還田者主歎、

不得零壘零落也、割退割分也、言可返上之田  
又割分不可有返上只如元可

也、公

先有零者聽自本損亡之田者

還公田

凡广班田者每班年正月卅日申太政官  
官司預拔勘造薄言勘田及給人數

班田

起十一月一日至二月卅日內使賜了班田事既連延兩年然  
而以先年爲班年上也、

授田賜田也、先賜課役者後賜不可課役者也、

授田

交錯條 几田有交錯<sup>サク</sup>入違也、兩主求レ換<sup>(は)カヘンコト</sup>者經ニ本ア一聽<sup>セ</sup>所詮兩方田各一町

許有之<sup>シテ</sup>仍欲<sup>シテ</sup>之<sup>ミ</sup>也、

相博<sup>ハカル</sup>聽<sup>シテ</sup>之<sup>ミ</sup>也、<sup>錯亂之間</sup>

半分ツ<sup>ミ</sup>得之<sup>ミ</sup>而

此事依六借欲寄一所、<sup>欲</sup>得一所之類也、

官人百

官人國司也、

捨<sup>セ</sup>施<sup>セ</sup>布施也、

賣<sup>カヘ</sup>易<sup>カヘ</sup>貿易也、<sup>カ</sup>カフル也、

所詮各以<sup>ミ</sup>公物<sup>ミ</sup>不寄附

官戶奴婢

官戶國司也、<sup>帝王令管領給出也</sup>

公人口分田与<sup>ミ</sup>良人<sup>ミ</sup>同家人奴婢<sup>ミ</sup>給<sup>ミ</sup>也、

几田爲<sup>レ</sup>水侵<sup>一</sup>食<sup>也、損<sup>ミ</sup></sup>新出之地<sup>ト(は)</sup>先給<sup>ニ</sup>被<sup>レ</sup>侵之家<sup>ニ</sup>有<sup>ニ</sup>爲<sup>レ</sup>水損<sup>ミ</sup>、又有<sup>ニ</sup>新作田、然者不<sup>レ</sup>依舊主、不<sup>レ</sup>待<sup>下</sup>班年上<sup>タ</sup>賜<sup>シル</sup>被<sup>レ</sup>侵<sup>マ</sup>者<sup>一</sup>也、出<sup>レ</sup>境<sup>不</sup>然也、

荒廢

几公<sup>一</sup>私<sup>一</sup>田荒<sup>一</sup>廢<sup>ミ</sup>三年以上<sup>ハ</sup>有<sup>ニ</sup>能借<sup>ム</sup>佃<sup>者</sup>經<sup>下</sup>官司<sup>セ</sup>借<sup>セ</sup>

雖<sup>ニ</sup>隔<sup>一</sup>越<sup>一</sup>也、亦聽<sup>シル</sup>私田三年還<sup>レ</sup>主<sup>アリテセ</sup>公<sup>一</sup>田六年還<sup>レ</sup>官<sup>セ</sup>言、借佃田各私<sup>ハ</sup>三年、公田<sup>ハ</sup>六年還<sup>レ</sup>主并官也、限滿<sup>リミタム</sup>日所<sup>レ</sup>借<sup>セ</sup>雖<sup>ニ</sup>班田年<sup>ハ</sup>不<sup>レ</sup>滿<sup>タ</sup>年限<sup>ト</sup>不<sup>レ</sup>還<sup>レ</sup>之、

人口分未<sup>レ</sup>足者<sup>ハ</sup>公田即聽<sup>レ</sup>死<sup>ニ</sup>口分<sup>一</sup>言、年限滿<sup>タ</sup>之日所<sup>レ</sup>借作<sup>一</sup>人、不<sup>レ</sup>待<sup>ニ</sup>班年<sup>ハ</sup>一

也<sup>モ</sup>賜<sup>シル</sup>之<sup>ミ</sup>私田不<sup>合</sup>私田不<sup>然</sup>也、

其官人<sup>也</sup>於<sup>ニ</sup>所部界<sup>一</sup>管領之<sup>ニ</sup>内<sup>一</sup>有<sup>ニ</sup>下空<sup>一</sup>閑地<sup>上</sup>白地<sup>ホカハ</sup>、願<sup>レ</sup>

佃<sup>シラム</sup>者任<sup>シテ</sup>聽<sup>シテ</sup>營<sup>一</sup>種<sup>一</sup>作種也、替<sup>シ</sup>解<sup>セ</sup>之<sup>ミ</sup>日還<sup>レ</sup>公<sup>一</sup>國<sup>セ</sup>

開<sup>シテ</sup>白地<sup>一</sup>營種<sup>上</sup>田、國司休退之時可還公也、但以<sup>ニ</sup>其國<sup>セ</sup>土人<sup>一</sup>爲<sup>ニ</sup>國司<sup>上</sup>新開<sup>シテ</sup>所<sup>水</sup>爲<sup>ニ</sup>私田<sup>一</sup>也、<sup>又爲私田也、又爲新開所</sup>

几競<sup>キツ</sup>田相論<sup>コトハテ</sup>判<sup>セリ</sup>得<sup>セ</sup>耕<sup>タラム</sup>種<sup>ハ</sup>者後<sup>ニ</sup>改判<sup>セリ</sup>一苗入<sup>ニ</sup>種<sup>一</sup>人<sup>一</sup>

言、相論田雖<sup>ニ</sup>爲裁許之後、於<sup>ニ</sup>シテ殖置米者可<sup>レ</sup>賜<sup>シ</sup>種<sup>一</sup>人<sup>一</sup>也、耕<sup>タラム</sup>而未<sup>レ</sup>種者酬<sup>ニ</sup>其功<sup>一</sup>力<sup>一</sup>未<sup>種</sup>者耕<sup>セ</sup>也、<sup>返<sup>シ</sup>也、</sup>

功力許<sup>シテ</sup>賜<sup>シ</sup>之<sup>ミ</sup>也、<sup>未<sup>シ</sup>經<sup>シテ</sup>斷決<sup>セ</sup>也、</sup>取<sup>シ</sup>之<sup>ミ</sup>也、

旗<sup>シテ</sup>耕<sup>タラム</sup>種<sup>ハ</sup>者苗<sup>ハヨレ</sup>從<sup>ニ</sup>地判<sup>シタカナ</sup>從<sup>ニ</sup>裁許<sup>シマシノ</sup>者可<sup>レ</sup>言、相論之間押<sup>シ</sup>而種<sup>タラム</sup>苗<sup>ハ</sup>

在外諸司<sup>セ</sup>在外<sup>城外也、</sup>非京官<sup>也</sup>

條驛田<sup>セ</sup>驛<sup>タク</sup>田皆隨近<sup>シテ</sup>給<sup>シテ</sup>可<sup>奉行</sup>飛脚<sup>一</sup>宿<sup>一</sup>泊<sup>一</sup>也、其所<sup>ニ</sup>爲彼新足<sup>シテ</sup>

司條<sup>セ</sup>闕官田用<sup>ニ</sup>公力<sup>一</sup>營<sup>一</sup>種<sup>一</sup>闕官<sup>田</sup>爲<sup>ニ</sup>公<sup>一</sup>沙汰<sup>シテ</sup>令<sup>シテ</sup>作種<sup>一</sup>也、所<sup>レ</sup>有當年苗<sup>ハ</sup>

新人至<sup>ル</sup>日<sup>ハ</sup>依<sup>レ</sup>數<sup>セ</sup>給<sup>シ</sup>付<sup>セ</sup>言、所<sup>ニ</sup>年貢<sup>シテ</sup>新給<sup>シ</sup>人<sup>也</sup>

條置官田  
畿内置官田 官田、帝王田也、

配遣以雜徭死使

條歲保(役)  
可務公事也、

正丁歲役十日人夫役之類也、於京職役不給公糧、

被苗置令延引役者官給之也、

苗役(役)  
本役之外更令苗役也、

湏(じ)收庸(じ)布一丈六尺(ナツ)言人夫役之替、(シテ)進調庸物也、然者

一日二尺六寸(シナツ)法也、

順孫(スンソク)言父以祖父放山、子曰然者父老之後又

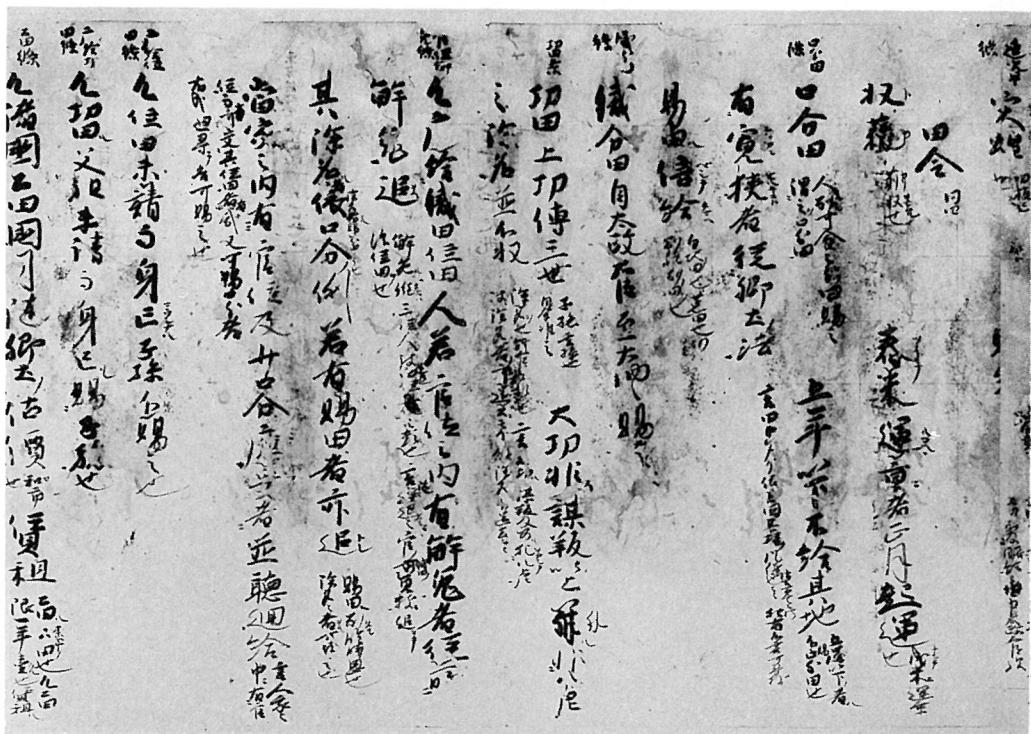
順孫(スンソク)我可放父云ミ仍父(タタキ)祖父也、是順孫也、

義夫節婦(イフセキブ)言以義輔妻也、是義夫也、

〔以下約十行分空白〕



令訓积拔書 卷首



令訓积拔書 田令